消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和７年８月８日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

〇特記事項あり

高圧洗浄機（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

１．ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故　３件
（うち高圧洗浄機（充電式）３件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故　15 件
（うち延長コード（ＵＳＢ充電ポート付）１件、
携帯電話機（スマートフォン）１件、電動アシスト自転車１件、照明器具１件、
食器洗い乾燥機１件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）１件、
テレビゲーム機１件、電気掃除機（充電式、スティック型）１件、
接続箱（太陽光発電システム用）１件、コンセント１件、扇風機１件、
液晶ディスプレイモニター１件、
バッテリー（リチウムイオン、ファン付衣類用）１件、電気掃除機１件、
ポータブル電源（リチウムイオン）１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

６．特記事項

株式会社サイン・ハウスが輸入した高圧洗浄機（充電式）について
（管理番号：A202500423、A202500424、A202500425）

①事故事象について

株式会社サイン・ハウス（法人番号：6010902006286）が輸入した高圧洗浄機（充電式）及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品に搭載されたバッテリーパックについて、バッテリーセルの製造過程において製造上の問題により、火災が発生したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品について、当該製品に搭載されたバッテリーパックについて、バッテリーセルの製造過程において製造上の問題により、発煙・発火が発生する可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2025（令和７年）７月 23 日にウェブサイトへ情報掲載するとともに、販売店への案内、一部のお客様へは販売店経由でダイレクトメール送付を行い、2025 年（令和７年）８月４日に対象製品について回収及び交換を実施しています。

③対象製品：商品名、ＪＡＮ（ＥＡＮ）コード、型番、販売期間、対象台数

商品名	ＪＡＮ（ＥＡＮ）コード	型番	販売期間	対象台数
ポケッタブル高圧洗浄機 （ブランド名：SPICERR）	4541408007384（SWU-1） 4541408007414（PHP-1）	SWU-1 PHP-1	2024 年 7 月 18 日～	88,710

2025 年（令和７年）８月４日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：0.0%（2025 年８月５日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2024 年度以降の事故（消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたもの）は、本件のみです。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

対象製品の外観

確認方法

本体背面の内容を御確認いただき、該当する商品につきましては安全のため、製品の放電をして保管をお願いします。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社サイン・ハウス　お問い合わせ窓口

電 話 番 号 ：0120-196-353

受 付 時 間 ：2025 年 9 月 25 日（木）まで
10:00-19:00　（土・日・祝日を含む）
2025 年 9 月 26 日（金）から
月曜日～金曜日　10:00-17:00　（土・日・祝日は除く）

ｵﾝﾗｲﾝ受付ﾌｫｰﾑ：https://sygnhouse.jp/support/2025re/swu-1/

ウェブサイト：https://sygnhouse.jp/support/2025re/swu-1/

【本発表資料の問合せ先】
消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担　当：荒木、別所、上田
電　話：03(3507)9204（直通）
ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/
経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室
担　当：日野、山田、中谷
電　話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　紙

1．ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）
該当案件なし

2．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500423	令和7年7月13日	令和7年8月6日	高圧洗浄機（充電式）	SWU-1	株式会社サイン・ハウス （輸入事業者）	火災	倉庫で当該製品を保管中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品に搭載されたバッテリーパックについて、バッテリーセルの製造過程において製造上の問題により、火災が発生したものと考えられる。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月13日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意 令和7年8月4日からリコールを実施（特記事項を参照） 回収率：0.0%
A202500424	令和7年7月15日	令和7年8月6日	高圧洗浄機（充電式）	SWU-1	株式会社サイン・ハウス （輸入事業者）	火災 軽傷1名	車両内に置いていた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品に搭載されたバッテリーパックについて、バッテリーセルの製造過程において製造上の問題により、火災が発生したものと考えられる。	滋賀県	令和7年7月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意 令和7年8月4日からリコールを実施（特記事項を参照） 回収率：0.0%
A202500425	令和7年7月27日	令和7年8月6日	高圧洗浄機（充電式）	SWU-1	株式会社サイン・ハウス （輸入事業者）	火災	当該製品を保管中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品に搭載されたバッテリーパックについて、バッテリーセルの製造過程において製造上の問題により、火災が発生したものと考えられる。	埼玉県	令和7年8月4日からリコールを実施（特記事項を参照） 回収率：0.0%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500415	令和7年7月10日	令和7年8月4日	延長コード（USB充電ポート付）	火災 軽傷2名	当該製品に電気製品を接続して使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品のUSBポート部及び周辺を焼損する火災が発生しており、2名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500416	令和7年7月24日	令和7年8月4日	携帯電話機（スマートフォン）	火災	異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500417	令和7年7月4日	令和7年8月4日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月24日
A202500418	令和7年7月23日	令和7年8月4日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A202500419	令和7年7月23日	令和7年8月5日	食器洗い乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和7年8月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500420	令和7年7月15日	令和7年8月5日	バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）	火災	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和7年7月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500421	令和7年7月17日	令和7年8月5日	テレビゲーム機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202500422	令和7年7月23日	令和7年8月5日	電気掃除機（充電式、スティック型）	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和7年7月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500426	令和6年6月15日	令和7年8月6日	接続箱（太陽光発電システム用）	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年6月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500427	令和7年6月29日	令和7年8月6日	コンセント	火災	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月28日 令和7年8月8日に公表した扇風機に関する事故（A202500428）と同一
A202500428	令和7年6月29日	令和7年8月6日	扇風機	火災	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月28日 令和7年8月8日に公表したコンセントに関する事故（A202500427）と同一
A202500429	令和7年7月9日	令和7年8月6日	液晶ディスプレイモニター	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202500430	令和7年7月25日	令和7年8月6日	バッテリー（リチウムイオン、ファン付衣類用）	火災	車両の荷台に置いていた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202500431	令和7年7月25日	令和7年8月6日	電気掃除機	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202500432	令和7年7月29日	令和7年8月6日	ポータブル電源（リチウムイオン）	火災	公共施設で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし